（裏）

特別放免の条件

(1)　住　　居

(2)　行動範囲

(3)　出頭を命じられたときは、指定された日時及び場所に出頭しなければなりません。

(4)　その他

注　意

ア　住居を変更するときは、あらかじめ入国者収容所長又は主任審査官の承認を受けなければなりません。

イ　旅行等の理由により行動範囲外に赴く必要があるときは、あらかじめ入国者収容所長又は主任審査官の承認を受けなければなりません。

ウ　上記の条件に違反したときは、本許可を取り消すことがあります。

エ　本許可書は常に携帯し、権限ある官憲に要求された場合には、提示しなければなりません。また、出頭の際は、本許可書を持参してください。

別記第六十五号様式の次に次の二様式を加える。

別記第六十五号の二様式（第四十八条の三関係）

番　　号
年　月　日

日本国政府法務省

旅券発給申請等命令書

1　氏　　名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　男／女

2　生年月日　＿＿＿＿年＿＿＿＿月＿＿＿＿日（＿＿＿＿歳）

3　国籍・地域　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

4　退去強制の理由　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

上記の者に対し、出入国管理及び難民認定法第52条第12項の規定に基づき、下記のとおり命じる。

（1）行うべき期間　＿＿＿＿年＿＿＿＿月＿＿＿＿日から＿＿＿＿年＿＿＿＿月＿＿＿＿日まで

（2）行うべき行為

出入国在留管理庁　　出入国在留管理局
主任審査官　　印

注　意

ア　本書に記載された行為を期間内に行わないときは、処罰されることがあります。

イ　本書を紛失等した場合には、速やかに発付された出入国在留管理官署に連絡し、再発行を受けてください。

（注）用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。